

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正について

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正について、令和4年5月31日に厚生労働省から通知がありましたので、令和4年6月1日以降の施術分の請求に当たってはご注意ください。

詳細については、通知または厚生労働省のホームページをご覧ください。

以下より、厚生労働省のホームページへリンクします

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正について(令和4年5月31日 事務連絡)

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/220531\\_04.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/220531_04.pdf)

療養費の取扱い(Q&A)について(厚生労働省のホームページへリンクします)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/03.html>